

## 山梨県立北病院天井照明器具更新工事 仕様書

この特記仕様書は、地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立北病院が発注する、山梨県立北病院 集団療法室天井照明器具更新工事に適用するものであり、本特記仕様書に明記なき一般事項については、山梨県県土整備部土木工事共通仕様書によるものとする。

### 1、対象箇所

整備場所：山梨県韮崎市旭町上條南割 3 3 1 4 - 1 3  
山梨県立北病院 デイケア棟集団療法室

### 2、業務内容

本業務の実施に当たっては、仕様書、契約書に基づいて行うものとし、これらに明記なき事項、疑義が生じた時には監督員と協議しなければならない。

天井照明器具更新予定台数 合計 2 4 台 更新  
交換箇所は別紙 「改修前照明配置図」 参照

撤去台数 合計 2 4 台 撤去  
・ 高天井ダウンライト 40Y22BR  
・ MF250L/BUSC/N  
撤去箇所は別紙 「改修前照明配置図」 参照

### 3、業務にあたっての注意事項

- 1) 監督員と打合せを実施し、照明器具更新工事を行うこと。
- 2) 作業内容等の確認を十分に行い、事故を起こさないように細心の注意を払って行うこと。
- 3) 本業務に必要なものは、乙が用意すること。
- 4) 作業現場の整理整頓に努めること。
- 5) 作業にあたって必要となった軽微な材料などは、本契約に含まれるものとする。
- 6) 作業前には工事工程表の作成をすること。

### 4、暴力団排除

「山梨県暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、請負者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、各種許可書を確認し、その書類を提示すること。

### 5、保証期間

本業務における保証期間については、山梨県立北病院の取扱いに起因する損傷等の場合を除き、検収の日から 1 2 ヶ月とする。

## 6、その他

- 1) 作業が完了したときは、工事完了届、報告書を1部速やかに提出すること。
- 2) 上記 1) の提出書類の他に下記に記載する書類を契約締結後に提出すること。
  - ・既存照明設備と更新後の照明設備のそれぞれの消費電力を明記した資料
  - ・メーカーが発行するカタログ等によって、省エネ効果がわかる資料
  - ・既存設備の仕様がわかる資料（メーカー・型番形式等を明記） 既存設備の配置図、平面図、カラー写真（①敷地入り口から撮影した建物の外観（全景）、②設置エリア、③設備の全体、④メーカー及び型番がわかる銘板等）
  - ・導入設備の仕様がわかるカタログや仕様書等（機器のメーカー名、型式、能力などの仕様が確認できるもの）
- 3) 乙は作業中の記録として適宜写真を撮影し、報告書に添付すること。
- 4) 作業時には必要に応じて養生、仮設等を行うこととする。
- 5) 作業により生じた発生品、その他残材等は乙が責任を持って処分すること。
- 6) その他これに定めていないものでも疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。